

# 最低賃金改定のお知らせ

福岡県の最低賃金が以下のとおり改定されます。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 841円	令和元年 10月1日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 975円	令和元年 12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1時間 926円	
輸送用機械器具製造業	1時間 944円	
百貨店、総合スーパー	1時間 889円	
自動車(新車)小売業	1時間 940円	

- これらの特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間841円)が適用されます。
- 最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。
- 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部監督課賃金室

☎ 092-411-4578 FAX 092-411-4875

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

## (最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援事業)

### ○業務改善助成金のご案内

- 企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
30円以上	1~3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び、事業場規模30人以下の事業場
	4~6人	70万円	
	7人以上	100万円	

【相談窓口】・最低賃金・賃金引上げのための業務改善に関するご相談

福岡県働き方改革推進支援センター(0800-888-1699)

- 支援事業に関するご相談(申請先)

福岡労働局雇用環境・均等部企画課(092-411-4717)

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>